

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
--------------	------------	-----	-----

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧 租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項		1						
供 用 廃 止 設 備 の 明 細	資 産 区 分	種 類	2					
		資 産 の 名 称	3					
		賃 借 年 月 日	4	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .		
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	5		月	月		
		事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .		
		事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	7	. .	. .	. .		
		事 業 の 用 に 供 し た 月 数	8		月	月		
		(7) - (6)						
	税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (10) × $\frac{\quad}{100}$	11						
	基 準 リ ー ス 料 (9) × $\frac{\quad}{100}$	10						
税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (10) × $\frac{\quad}{100}$	11							
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(三十一)「6」の供用年度分)	12					
		12) リ 除 資 の 1 の 用 取 を あ る ち 特 戻 受 受 る 既 別 し け 場 に 控 の た 合	(36) の 計	13				
			① 又 は (① + ②)	14		(17) の ①	(17) の ① + ②	
			(13) + (14)	15				
		供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 特 別 控 除 額 相 当 額 (12) - (15) (マイナスの場合は0)	16					
		供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 ((11) と (16) の うち 少 ない 金 額)	17	①	②			
		供 用 年 度 後 の リ ー ス 特 別 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額 の 合 計 額 (別表六(三十一)「7」の合計)	18					
		供 用 年 度 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六(三十一)「9」の供用年度分)	19					
		(18) の うち 供 用 年 度 前 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額	20					
		供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (18) - (19) - (20) - (23) - (24) (マイナスの場合は0)	(37) の 計	21		
	③ 又 は (③ + ④)				22		(27) の ③	(27) の ③ + ④
	(21) + (22)				23			
	(18) の うち 連 結 納 税 の 承 認 を 取 り 消 さ れ た 日 前 5 年 以 内 に 開 始 し た 各 連 結 事 業 年 度 に お け る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額	24						
	供 用 廃 止 設 備 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 控 除 実 施 相 当 額 (18) - (19) - (20) - (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25						
	(11) - (17)	26						
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 ((25) と (26) の うち 少 ない 金 額)	27	③	④				
	供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (17) + (27)	28						
	(11) と (28) の うち 少 ない 金 額	29						
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (29) × $\frac{(5)-(8)}{(5)}$	30						
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額	31			(30) の 計			
	供 用 廃 止 設 備 の 供 用 年 度 に 事 業 の 用 に 供 し た 他 の 供 用 廃 止 設 備 で 既 に リ ー ス 特 別 控 除 の 取 戻 し の 適 用 を 受 け た 供 用 廃 止 設 備 の 明 細							
	資 産 の 名 称	32				計		
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	33	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .			
	事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	34	. .	. .	. .			
	リ ー ス 費 用 の 総 額	35	円	円	円	円		
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	36							
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	37							
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (36) + (37)	38							